

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年1月1日改定）

掲載日 2023年11月21日

■投資信託非課税口座等規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める<u>期間</u>に、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座開設届出書及び非課税口座廃止通知書若しくは勘定廃止通知書、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書）を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）<u>第18条の15の3第24項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する書類を提示して<u>必要事項</u>を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）</u>の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 当行が非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>(7) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を他の金融機関又は証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u></p>	<p>2 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める<u>期限</u>までに、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座開設届出書に加えて非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書）を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）<u>第18条の15の3第19項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する書類を提示して<u>氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）</u>を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p>(6) 当行が非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(7) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の金融機関又は証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当</p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p>	<p>該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。</p>
<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この規定の第24条から第26条まで及び第32条第1項を除き、以下同じとします。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この規定の第23条から第26条まで及び第32条第1項を除き、以下同じとします。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3の2 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3の2 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3の3 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3の3 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>5 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当行所定の取扱商品に限り、以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの場合にあっては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>A (略)</p> <p>B 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の</p>	<p>5 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるものに限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの場合にあっては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>A (同左)</p> <p>B 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている取引営業所等に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第</p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じとします。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下この条において同じとします。）から<u>租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）</u>第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②～③（略）</p>	<p>5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じとします。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下この条において同じとします。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②～③（同左）</p>
<p>5の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行所定の取扱いに限ります。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下「累積投資上場株式等」といいます。）で、当行所定の取扱商品に限ります。以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が40万円（<u>②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p>② <u>施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(2)（略）</p>	<p>5の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行所定の取扱いに限ります。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの<u>に限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>② 施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>5の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる<u>累積投資上場株式等（当行所定の取扱商品に限ります。）</u>のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が<u>20万円（次条第1項②に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から102万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）</u>を超えないもの</p>	<p>5の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる<u>上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの</u>に限り、<u>（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国した日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が<u>120万円</u>を超えないもの（<u>当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている当行所定の方法により購入の申込みをされて取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなる</u>）における当</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p>② 施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 <u>(新設)</u></p>	<p align="center"><u>該上場株式等を除きます。)</u></p> <p>② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 <u>(2) 当行は、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等について、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。</u></p>
<p>5の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている<u>当行の</u>取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所に保管の委託がされるもの<u>で、当行所定の取扱商品に限り</u>ます。以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p> <p>① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあつては、購入代金をいい、Bの場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が102万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p>A <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行所定の方法により購入（投資信託収益分配金再投資規定第1条（規定の適用範囲）に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約に基づくものを含みます。以下同じとします。）の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p>B <u>当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第30項により読み替えて準用する同条第29項各号（同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限り）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の取引営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③ 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p><u>(2) 特定非課税管理勘定には、お客さまの区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>②以外のお客さま 前項①Aに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>5の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるもの<u>に限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国した日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）</u></p> <p>A <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p>B <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている当行所定の方法により購入の申込みをされて取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p><u>(2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所へ</u></p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p><u>A 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日より前6か月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</u></p> <p><u>B その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p><u>C 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>② お客さまが施行令第25条の13第25項第4号口に規定する特定個人に該当する場合に、当行に対して特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書の提出をしたお客さま（不適用届出書の提出をされた後に、当行に対して特定累積投資上場株式等受入選択申出書を提出されたお客さまを除きます。）</u> <u>前項①Aに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び①Bに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの</u></p> <p><u>③ 前項①B又は②の移管により受け入れをしようとする上場株式等のうち、①B及びCに掲げる上場株式等に該当するもの</u></p>	<p><u>の上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p><u>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p>
<p>8 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条①B及び②に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令第25条の13第12項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた<u>非課税口座から払い出されたもの</u>とみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きま</p>	<p>8 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>(1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条①B及び②に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令第25条の13第12項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた<u>非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったもの</u>とみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きま</p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>す。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(3) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(4) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項①B及び②に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>	<p>す。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(3) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>(4) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>
<p>9 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに取引営業所等に対して第5条第1項②の移管を行う旨その他必要事項を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった場合</p> <p>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限</p>	<p>9 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p>までに取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合</p> <p>一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合</p> <p>特定口座への移管</p>	<p>までに取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合</p> <p>一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合</p> <p>特定口座への移管</p>
<p><u>9の3 特定累積投資勘定終了時の取扱い</u></p> <p><u>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第8項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。</u></p> <p><u>(2) 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p>① <u>お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して第5条の2第1項②の移管を行う旨その他必要事項を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった場合</u></p> <p>非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまから特定累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第26項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合</u></p> <p>一般口座への移管</p> <p>③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合</u></p> <p>特定口座への移管</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>9の4 特定非課税管理勘定終了時の取扱い</u></p> <p><u>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第8項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。）。</u></p> <p><u>(2) 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p>① <u>お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第26項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合</u></p> <p>一般口座への移管</p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合</u></p> <p>特定口座への移管</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>10 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。以下この条において同じとします。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから<u>施行規則第18条の12第4項</u>に規定する住所等確</p>	<p>10 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。以下この条において同じとします。）から1年を経過する日までの間（以下<u>この条において</u>「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合及び（非課税口座）<u>継続適用届出書の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に（非課税口座）帰国届出書の提出を受けなかった場合</u>を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから<u>施行規則第18条の15の3第6項</u>に規定する住所</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p>認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、取引営業所等に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>(2) (略)</p>	<p>等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、取引営業所等に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>11 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</u></p> <p><u>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。以下この条において同じとします。）から1年を経過する日までの間（以下この条において「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合及び（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に（非課税口座）帰国届出書の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p><u>① 当行がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合</u> 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p><u>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、取引営業所等に対して提出した場合</u> お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p><u>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p>
<p><u>11 非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定（特定非課税管理勘定）の変更手続</u></p> <p><u>(1) お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、取引営業所等に対して非課税口座異動届出書を提出していただく必要があります。</u></p> <p><u>(2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、取引営業所等に対して非課税口座異動届出書をご提出いただく必要があります。</u></p> <p><u>(3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）

現 行	改定後
<p style="color: red;">投資勘定を設定することを希望する場合には、取引営業所等に対して非課税口座異動届出書を提出していただく必要があります。</p>	
<p>12 非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合 当該提出日 (新設)</p> <p>② 法第37条の14第22項第2号に規定する出国届出書の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ 投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手續）第6項に定める投資信託口座をいいます。第35条において同じとします。）に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑤及び⑥の場合には、当行所定の日にお客さまから非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) 第1項により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約が解除されたときは、当行はお客さまに代わり非課税口座で保有している上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとします。この場合において、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座（投資信託総合取引規定第8条（決済口座の取扱い）第1項に定める決済口座をいいます。第35条において同じとします。）より自動的に引き落とすことができるものとします。</p>	<p>12 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14第22項第1号に定める（非課税口座）継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める（非課税口座）帰国届出書の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（5年を経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③ 法第37条の14第22項第2号に規定する出国届出書の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14第26項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ 投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手續）第6項に定める投資信託口座をいいます。第35条において同じとします。）に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑥及び⑦の場合には、当行所定の日にお客さまから非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) 第1項により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約が解除されたときは、当行はお客さまに代わり非課税口座で保有している上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとします。この場合において、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座（投資信託総合取引規定第8条（決済口座の取扱い）第1項に定める決済口座をいいます。第35条において同じとします。）より自動的に引き落とすことができるものとします。</p>
<p>13 未成年者口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期間に、取引営業所等に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書及び未成年者非課税適用確認書若しくは未成年者口座廃止通知書を提出するとともに、取引営業所等に対して施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して必要事項を告知し、法その他の法</p>	<p>13 未成年者口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期限までに、取引営業所等に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書及び未成年者非課税適用確認書若しくは未成年者口座廃止通知書を提出するとともに、取引営業所等に対して施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個</p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年1月1日改定）

現 行	改定後
<p>令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では、別途税務署より交付を受けた未成年者非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設している未成年のお客さまは、取引営業所等又は他の金融機関若しくは証券会社に、未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書を提出することはできません。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、取引営業所等に対して未成年者口座廃止届出書を提出した場合又は法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に未成年のお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p><u>人番号（お客さまが施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）</u>を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では、別途税務署より交付を受けた未成年者非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設している未成年のお客さまは、取引営業所等又は他の金融機関若しくは証券会社に、未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書及び未成年者口座開設届出書を提出することはできません。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、取引営業所等に対して未成年者口座廃止届出書を提出した場合又は法第37条の14の2第20項の規定により未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に未成年のお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>
<p>14 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2016年から2023年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年から2028年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>14 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2016年から2023年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年から2028年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
<p>16 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（<u>当行所定の取扱商品に限ります。</u>以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあつては、購入代金をいい、Bの場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の</p>	<p>16 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>(1) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（<u>法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあつては、購入代金をいい、Bの場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p>金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>A（略）</p> <p>B 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、<u>同日</u>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（略）</p> <p>(2) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①（略）</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（略）</p>	<p>金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>A（同左）</p> <p>B 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（同左）</p> <p>(2) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（同左）</p>
<p>18 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①（略）</p> <p>② 未成年のお客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) 前項①Aに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項①B及び前項②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①（略）</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>18 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 未成年のお客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) 前項①Aに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項①B及び前項②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（<u>前項①Aの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。</u>）への移管</p>
<p>20 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に<u>定める</u>要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>	<p>20 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に<u>規定する</u>要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>21の2 継続管理勘定等への移管</u></p> <p>(1) <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管します。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合において、未成年のお客さまが、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管します。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>21の3 出国時の取扱い</u></p> <p>(1) <u>未成年のお客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</u></p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
	<p><u>(2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、未成年のお客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。</u></p> <p><u>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、未成年のお客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じとします。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>
<p>23 課税管理勘定における処理</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下次条から第26条までにおいて同じとします。）の振替口座簿への記載、記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入若しくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載、記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載、記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において処理します。</p>	<p>23 課税管理勘定における処理</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下次条から第26条までにおいて同じとします。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入若しくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において処理します。</p>
<p>27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p><u>(1) 前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</u></p> <p><u>(2) 第13条第2項に定める未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書等を他の金融機関又は証券会社に提出した等の理由により税務署から未成年者口座を開設できない旨の回答があった場合は、当行は課税未成年者口座を廃止できるものとします。</u></p>	<p>27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>28 課税未成年者口座への入出金処理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 未成年のお客さま本人が第2項に定める出金を行う場合には、未成年のお客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。</p>	<p>28 課税未成年者口座への入出金処理</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 未成年のお客さま本人が第2項に定める出金を行う場合には、未成年のお客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。</p>
<p>32 未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示</p> <p>(1) 未成年のお客さまが受入期間内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第14条第1項に定める上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとします。）を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。</p> <p>(2) 未成年のお客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合には、<u>先に取得したもの</u>から譲渡するものとします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>32 未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示</p> <p>(1) 未成年のお客さまが受入期間内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に定める上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとします。）を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。</p> <p>(2) 未成年のお客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合には、<u>当行が指定したもの</u>から譲渡するものとします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>34 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) <u>2017年から2028年までの</u>各年（その年1月1日において未成年のお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、<u>当行</u>において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>34 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) <u>2024年以後の</u>各年（その年1月1日において未成年のお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、<u>取引営業所等</u>において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年1月1日改定）**

現 行	改定後
<p>(2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で<u>第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約又は特定非課税累積投資契約</u>（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>(2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、2020年1月6日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年4月1日</u>から実施します。</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2024年1月1日</u>から実施します。</p>

■**特定口座規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>15 特定口座年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに<u>送付</u>します。また、第17条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに<u>送付</u>します。</p> <p>(2) 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ<u>送付</u>し、1通は所轄の税務署に提出します。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>15 特定口座年間取引報告書の送付</p> <p>(1) 当行は、法の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに<u>交付</u>します。また、第17条の規定により特定口座が廃止されたときは、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに<u>交付</u>します。</p> <p>(2) 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ<u>交付</u>し、1通は所轄の税務署に提出します。</p> <p><u>（3）前2項の規定にかかわらず、その年中に特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書はお客さまに交付しないものとします。ただし、お客さまからの請求があった場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2020年1月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2024年1月1日</u>から実施します。</p>

以 上